令和６年度　三重短期大学　一般選抜入学試験（法経科第２部）　小論文　　解答例

問１　（８０字以内）
この法律では、人種差別撤廃条約の定める人種差別の定義をふまえるのではなく、かつヘイトスピーチを違法として禁止する明文規定も罰則も定めていないから。（７３字）

問２　（４００字以内）
【解答例１】
日本では、表現の自由を保障するためになるべく規制をせず、ヘイトスピーチのような攻撃的表現に対しても反論で対応すべきだという見解が存在している。また、刑罰をもって表現を規制することで表現活動が萎縮してしまうよりも、様々な意見を交換することで民主主義を成立させようとすることに注力してきた。
たしかに、表現の自由を規制することは望ましくないが、実際にヘイトスピーチが過激化すると、攻撃を向けられる少数派または弱者の身体や生命にも危害が及ぶ可能性がある。これからは人種や民族が多様化し、日本でも様々な出自の人が暮らすようになる。そのため、ＥＵのようにヘイトスピーチを事前に規制していく法改正が今後は必要になると思う。特に、インターネット上の誹謗中傷などは個人では事後的な対応が難しい。そのため、ネット上のヘイトスピーチ規制を求める筆者の見解に賛成である。（３７３字）

【解答例２】
本文中で筆者は、日本のヘイトスピーチ解消法について、ヘイトの対象が限定的であることや、罰則規定がないことを指摘し、人種差別の禁止にとって実効性が低いと評価している。さらには、人種差別撤廃条約に合うような法改正を行い、日本でも人種差別やヘイトスピーチを幅広く規制できるようにしたほうがよいと考えている。
しかし、これまで日本においては、表現の自由を可能な限り保障することで、国家や政治からの干渉を受けない自由な言論の場こそが、民主主義にとって重要であると考えられてきた。このような考え方からすれば、ヘイトスピーチや差別的言論であったとしても、それに対してカウンタースピーチによって表現を闘わせることでより良い価値が醸成される。ヘイトだけを刑罰の対象としても、その周辺の表現も萎縮する。表現の自由はむやみに規制対象となるべきではないとすれば、筆者のように事前規制を推進する考えには反対せざるを得ない。（３９７字）